

一般財団法人 日本コアコンディショニング協会 個人会員規約

第 1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般財団法人日本コアコンディショニング協会と称する。

(目的)

第2条 本協会の目的は、人々の快適な生活のサポート及びスポーツ愛好者のパフォーマンス向上に貢献するコアコンディショニングを世界中に普及させることとする。
本協会はこれらとともに実現する指導者を多数創出する組織づくりのため、活動していくことを理念とする。

第 2章 事業

(事業)

第3条 本協会は第 2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) コアコンディショニングエクササイズの開発
- (2) コンディショニングトレーナーの育成
- (3) 資格認定制度の構築
- (4) トレーナーマネジメント及び派遣
- (5) コアコンディショニングの学術調査
- (6) コアコンディショニングに関するギアの開発
- (7) セミナー・シンポジウムの開催、運営
- (8) 会報誌・メール配信等の情報発信
- (9) 国内外の関連団体との交流

第 3章 会員種別

第4条 協会の目的に賛同し、会費を納入して、協会活動を支援し、協会が認めたものを会員とする。

第 4章 個人会員

(入会、更新)

第5条 会員として所属するには、別に定める入会申込方法に沿って手続きし、別に定める入会費、年会費を納める。入会申込を行った時点で、本規約を承認したものと
する。

第6条 会員は、別に定める会費を納入する。

第7条 納入した入会費・年会費は理由の如何に問わず返還されないものとする。

第8条 会員資格有効期間は、入会月から1年間とする。

第9条 会員資格有効期間の起算日は、当協会が入会申込書を受け付け、入会を承認した日とする。

第10条 会員資格の期間満了の1ヶ月前までに退会の申し出がない場合は、会員の資格は自動的に継続されるものとする。

(会員特典)

第11条 会員は次の特典を有する。その際は所定の規定を厳守する。

- (1) 会員限定セミナーの受講
- (2) 再受講制度1 / 4 価格の適用
- (3) 会報誌「コアコンディショニングジャーナル」の無料購読
- (4) 協会推奨の指導アイテムの会員価格での購入
- (5) 協会ホームページにおけるブログ紹介
- (6) 指導アイテムのレンタル使用 ※レンタル利用規約合意のもと
- (7) 協会ホームページからの専門ライブラリーの閲覧

(登録情報)

第12条 会員の登録情報は当協会が所有するものとする。

第13条 住所、電話番号、その他当協会への登録情報に変更が生じた場合、当該会員は速やかに所定の変更手続きを行なうものとする。

第14条 前項の届出を怠った場合、会員の特典などを受けられないことに異議ないものとする。但し、やむを得ない事情の場合にはこの限りではないものとする。また、書類等が遅延または不達になったとしても、当協会はその責を負わないものとする。

第15条 個人の資格で入会した会員が退会した場合には、当該会員の会員資格は執行となる。第三者への資格継承はできないものとする。

(会員規約)

第16条 当協会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

第17条 当規約は、理事会の協議により内容を改正できるものとする。改正にあたっては、規約の変更箇所をウェブサイトなどの電子媒体で各会員へ供覧する。

第18条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て順次定めるものとする。改正にあたっては、規約の追加箇所をウェブサイトの電子媒体等で各会員へ供覧する。

(会員への通知)

第19条 当協会は、次の各号による会員へ伝達する事由が生じたとき、当協会のウェブサイト上に掲示することにより、会員に通知されるものとする。

- (1) 会則、規約の改正
- (2) 会員の特典、役割の変更
- (3) 新たな特典の提供
- (4) その他の必要事項

(退会)

第20条 会員が退会しようとする時は、書面で案内される更新時期の間に退会届を本協会事務局宛に郵送にて提出し、退会手続きを行うものとする。この期間での退会手続きが遅れた場合、認められない。

第21条 会員は次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。この時、本協会に年度を越えた年会費等その他の未納金がある場合は、これを直ちに完納するものとする。

- (1) 退会
- (2) 年会費の未納が 3ヶ月を越えたとき
- (3) 除名
- (4) 法人の解散または破産、社会更正、整理、和議の申し立てがあったとき

第22条 会員が協会の名誉を毀損、反社会的行為、又は目的に反する行為をした時は、協会の決議によりこれを除名することができる。

(損害賠償)

第23条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償する。

(免責事項)

第24条 当協会は、会員相互間、もしくは会員と第三者との間に生じたいかなるトラブルに対しても、その責を負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとする。

第 5章 付則

第25条 この会則は、平成 15年 8月 8日から施行する。

以上

平成 15年 8月 8日施行

平成 18年 7月18日改正

平成 19年 4月 1日改正

平成 23年 4月 1日改正

平成 24年 1月 1日改正

平成 29年 1月 1日改正